



伊賀市産業振興条例

～持続可能な地域社会を目指して～



2024 (令和6) 年3月

伊賀市

はじめに

本書は、2022（令和4）年9月に制定した「伊賀市産業振興条例」（以下「条例」）のガイドブックとして、条例の各条文に規定する内容を解説するとともに、具体的な取り組みを示すことでイメージを共有し、伊賀市の産業振興に関わる全ての人、事業者、団体等が連携、協働し、条例が目指す姿を達成する一助として活用いただくために作成したものです。

本書の作成にあたり、条例の前文を紹介します。

前文とは、条例制定の背景や趣旨を述べたもので、ここでは伊賀市の豊かな自然や歴史、そこから生み出される産物、地理的要点や利便性から多くの産業や人々の暮らしが地域に根付き、企業が立地し、発展してきたこと、しかしながら地域を取り巻く環境は楽観視できず様々な課題が取り巻いていること、それを打破するためにこの条例を制定し、行政、事業者、市民等が一体となって取り組み、協働して課題を解決するという決意表明を述べた部分となっています。

伊賀市産業振興条例 （前文）

伊賀市は、古くから都に隣接する地域として、また、京都や奈良と伊勢を結ぶ交通の要衝として栄えてきました。

また、昼夜の寒暖差が大きい盆地特有の気候や古琵琶湖層の肥沃な土壌、淀川水系源流の清らかな水、先人のたゆまぬ努力が、伊賀米や伊賀牛をはじめとする一級の食材や銘酒伊賀酒を育んできました。さらには、我が国が世界に誇る伝統工芸品の伊賀焼や伊賀くみひもなど、脈々と引き継がれてきた優れた技術、技能、知識等が今も息づいています。

近年では、大阪、京都、名古屋といった大都市の中間に位置する地理的優位性や、これらの都市を結ぶ鉄道や高速道路などの交通網が、製造業の新規立地、観光業の振興など、地域経済の発展や人々の豊かな生活を支える大きな役割を担ってきました。

しかしながら、今日、グローバル化や技術革新の進展に伴う産業構造の変化、急速な少子高齢化や人口減少による社会構造の変化など、地域社会や経済を取り巻く環境が大きく変化する中で、市内の多くの事業者が様々な課題に直面している状況にあります。

このような状況を解決していくためには、市、事業者、市民等が心を一にして協働し、伊賀市の将来を支える産業を力強く振興していくことにより、活力のある地域社会を実現していくことが必要です。

このことから、地域経済を支える産業の振興について、基本理念を明らかにするとともに、その方向を示し、地域の特性に応じた産業の振興を効果的かつ計画的に推進するため、ここに私たちは、伊賀市産業振興条例を制定します。

目的と定義

条例第1条「目的」では、条例が目指す姿を示しており、伊賀市の産業振興についての方向性を定め、産業振興に携わる多様な主体の役割を定めています。

このような条例を「理念条例」といい、理念条例とは基本的な考え方や姿勢、枠組みなどの指針を示すものです。

(目的)

第1条 この条例は、市の地域経済を支える産業の振興についての基本理念や方向性、産業の振興に関わる者の役割などを明らかにすることにより、地域で循環する経済の構築、地域経済の健全な発展並びに産業基盤の安定及び強化を図り、もって市民生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

産業の振興に取り組む主体

市民 (市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体)

事業者 (市内において経済活動を行う者)

中小企業等

(中小企業基本法に該当する事業者であって市内に事務所又は事業所を有する者及び小規模企業者であって市内に事務所等を有する者)

大企業者

(中小企業者等以外の事業者であって、市内に事務所等を有する者)

商業者

(事業者のうち、商業を営む者)

農林業者等

(事業者のうち、農林業など第1次産業を営む者)

工業者

(事業者のうち、工業を営む者)

観光事業者

(事業者のうち、観光に関する事業を営む者)

伝統的な地場産業者

(事業者のうち、伊賀焼、伊賀くみひも、伊賀酒、和菓子等伝統的な技術又は技法を用いて特産品を製造する地場産業を営む者)

金融機関

(銀行、信用金庫、信用組合及び農業協同組合並びに市内の事業者が金融取引を行う機関)

産業関係団体

(商工会議所、商工会、農業協同組合、森林組合、観光協会その他市内において経済活動又は地域産業の振興を行う団体)

教育機関等

(学校、専修学校及び公共職業能力開発施設並びに研究活動拠点)

条例第2条「定義」では、産業振興に関わる主体を定義付けています。事業者、商業者、工業者、農林業者等、観光事業者、伝統的な地場産業者、金融機関、産業関係団体、中小企業等、大企業者、教育機関等に関する定義のほか、市民の定義を伊賀市自治基本条例に規定する市民とし、「市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。」とすることでいち個人であっても事業者として、また市民としてなど多様な側面で産業振興に関わる主体であることを定義付けています。



基本理念と基本方針

条例第3条、第4条では、この条例の基本となる考え方である「基本理念」と基本理念に基づき実際に産業振興を進めるための「基本方針」を示しています。

基本理念



産業振興を推進するための9つの基本方針

1 新たな産業、 技術の積極的導入

情報通信技術やそれを活用した経営革新、産業の高付加価値化及び新たな産業や新たな技術の創出を促進し、これらを積極的に導入すること。

2 地域資源や特性を 活かす環境整備

地域の多様な資源、特性等を活かした生産活動を促進する事業環境の整備を図ること。

3 人材の確保、育成

情報通信の技術革新や新産業技術など時代の潮流に対応できる人材や研究開発等の推進に係る人材、さらには地元産業の後継者や担い手としての人材の確保及び育成を図ること。

4 協働研究や開発の 推進、普及

市、事業者、産業関係団体、教育機関等が互いに連携し、及び協働して取り組む研究開発の推進並びにその成果の普及を図ること。

5 安全安心な 農林産物の普及、流通

農地や林野の持つ多面的な機能を理解し、発信及び活用し、安全安心な農林産物の生産、普及及び流通に努めること。

6 地域に密着した 商工業の魅力向上

日常生活を支える地域密着型商工業の定着及び地域の商工業の魅力の向上を図ること。

7 観光産業の推進と 魅力発信

観光資源を活用するとともに、市の魅力を内外に発信することにより、観光産業の推進を図ること。

8 伝統的地場産業の 価値創出と振興

伝統的な地場産業においては、新たな需要及び価値を生み出すことにより更なる振興を図ること。

9 中小企業等の産業振興

中小企業等を取り巻く情勢に応じた産業振興を図ること。

市の責務

第5条からは、伊賀市の産業振興に関わるそれぞれの主体（第2条）が、条例の理念や方針（第3条、第4条）に基づき、具体的にどのように取り組むべきかを示しています。

産業振興に関わる多様な主体のうち、市は“責務”、その他は“役割”としており、市自らが産業振興に関わる施策を実施することはもちろん、その他の主体に対しても積極的に支援をしていく必要があるとしています。

（市の責務）

第5条 市は、第3条に規定する基本理念及び前条に規定する基本方針に基づき、積極的な情報発信及び必要な調査を行い、施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、前項の規定による施策の推進に当たり、国、県その他自治体と連携し、並びに事業者、産業関係団体、教育機関等及び市民と協働するものとする。

3 市は、事業者の支援に努めるほか、新規産業の創出や企業誘致などにより雇用の拡大を図るものとする。

4 市は、事業者の取り扱う物品、工事、役務、農林産物等の受注機会の拡大を図るものとする。

5 市は、事業者の事業承継に資する取組を支援するものとする。

6 市は、災害時における事業継続に資する取組を支援するものとする。

7 市は、産業の振興に必要な財政上の措置を講ずるものとする。

取り組み事例



《伊賀ブランド“IGAMONO”の認定、発信》

市、産業関係団体を中心となり、伊賀の風土と暮らしが育んだ商品や匠の知恵と技が結集した優良な商品、またそれらが生み出される過程やモノづくりに関わる人々を含めて“IGAMONO”と呼び、伊賀の誇りとして認定し、全国、世界に発信しています。

また、認定事業者である事業者や伝統的な地場事業者なども自らで連携し、販路拡大やIGAMONOの継承に関する活動を行っています。



《起業・創業、事業承継、経営革新に対する支援》

事業を実施、継続するにあたっては、経営に限らず法律等の基準や規制があり、多くの知識や情報が必要となります。

こうしたハードルの解消、緩和に向け、市や金融機関、産業関係団体、教育機関等では財政的な支援をはじめ、人的、物的など多方面の支援を行うことで地域経済が循環、次代に継承され、持続可能な地域をつくる取り組みを行っています。



《企業誘致の取り組み》

伊賀には大企業者、中小企業者をはじめ多くの企業が立地し、近隣自治体からの流入を含め多くの雇用を生んでいます。雇用の創出は若年人口の流出を抑え、定住や移住といった地域の経済やコミュニティの維持に繋がる持続可能な地域づくりの重要な要素です。

伊賀は大阪府、京都府、愛知県といった大都市圏のほぼ中間地点に位置し、交通網が整い、災害リスクも低い地域であり、企業の立地には優位な地域といえることから、新規企業の立地や誘致企業の事業拡大などに取り組んでいます。



事業者の役割 (商業者・工業者・農林業者等・観光事業者・伝統的な地場産業者)

条例第6条には多様な主体の総体を指す“事業者”の役割を、第7条以降は個々の事業者の役割を規定しています。事業者が企業体である場合、自らの利益追求は当然のことながら、社会情勢を見据え、DX（デジタル・トランスフォーメーション）への対応、新技術の導入、人材・後継者の育成に加え、地域経済への波及、地元雇用など伊賀市に立地する事業者であることを意識した取り組みが重要であることを示しています。

取り組み事例

多数の企業が市内に立地

合同就職面接会



伝統工芸の体験の様子



《“伊賀地域”の事業者として》

持続可能な地域経済を構築するためには、それぞれの事業者が積み重ねてきた歴史や経験の上に現在の事業があり、さらに将来への展望という重層的な視野に立った事業活動が求められます。



《多様な魅力の発信》

事業者それぞれの取り組みは、伊賀市の産業振興を支えるだけでなく、多様性に富む伊賀市の魅力でもあります。その魅力が市内外に伝えることも重要な役割の一つです。

関係機関等の役割 (金融機関・産業関係団体・大企業者・教育機関等)

条例第8条からは“事業者”のうち、金融機関、産業関係団体、大企業者・教育機関等の役割を示しています。

これらの主体は、それぞれの事業者が連携、協働するために重要な役割を担い、事業者単独では実現が困難な場合の繋ぎ役として相乗効果を生み出すための役割を規定しています。

取り組み事例



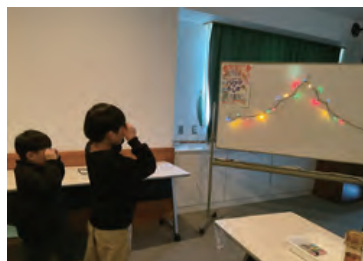
市内中学生の職場体験

《次世代育成の取り組み》

市内小中学校では、地域学習や職場体験など地域や各校の特色に応じた取り組みを行っています。

また、産学官の連携により次世代の人材に向けた知的好奇心、探求心の育成や将来の進路選択のヒントとなる学びの場を提供するなど、子どもたちの成長段階に合わせた育成プログラムを展開しています。

学習や体験を通じて地域を知り、働くことを身近に感じてもらう取り組みの中から、伊賀に暮らし、働きながら伊賀市の地域産業を支える”人材”を育成します。



産学官連携による次世代育成の取り組み

事業者

事業者
 商業者 工業者 農林業者等

伝統的な地場産業者

ノウハウの提供
 域内調達等

大企業者



《多面的な連携の構築》

産業振興に向けては、それぞれが個別に取り組むより連携・協働することでより高い効果が得られます。

広い分野に関する相談がいつでもでき、それに対する助言や支援の体制を構築することが重要です。

相談・助言・支援

市 金融機関 産業関係団体 教育機関等

市民の役割・広域的な連携・意見交換の場の設置

伊賀市の産業振興には、消費者である市民の理解と協力が不可欠であるため、地域に愛着を持っていただき、地産地消や地域産品の利用に努めるよう市民の役割を示しています。

また、伊賀市は県内で隣接する名張市や亀山市、津市はもとより、“伊賀城和定住自立圏”を構成する京都府笠置町、南山城村、奈良県山添村。亀山市とともに“いこか連携”を構成する滋賀県甲賀市とは日本遺産“忍びの里伊賀・甲賀”を構成するなど広域的な協力体制で地域全体の産業振興を図っていくことを示しています。

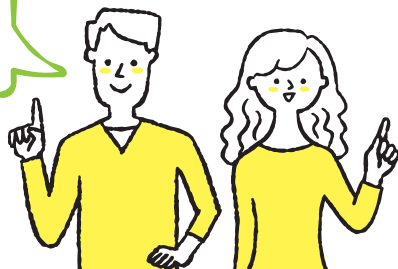
これに加え条例では、多様な主体がそれぞれの情報を共有し、お互いを高め合うための意見交換の場を市が設置することを規定し、理念条例である産業振興条例の効果を波及、検証することとしています。

《地産地消・地域産品の利用》

地域で生産された農産物や製品を地域内で消費、調達することはもちろん、市外への発信も大切な取り組みのひとつです。



地域のために
私たち一人ひとりに
できることがある！



《地域への愛着、歴史・文化の継承》



「うえのまちのええとこ」フォトコンテスト」 入選作品



《フレキシブルな広域連携》

生活圏、商圏、通勤圏など様々な圏域が混在する中で、伊賀市は市境や県境などにとらわれないフレキシブル(柔軟・臨機応変)な連携を進めています。

それぞれの特性を活かしつつ、相互に補完しあいながら伊賀市と周辺地域が連携することで持続可能な“地域”を形成していく必要があります。

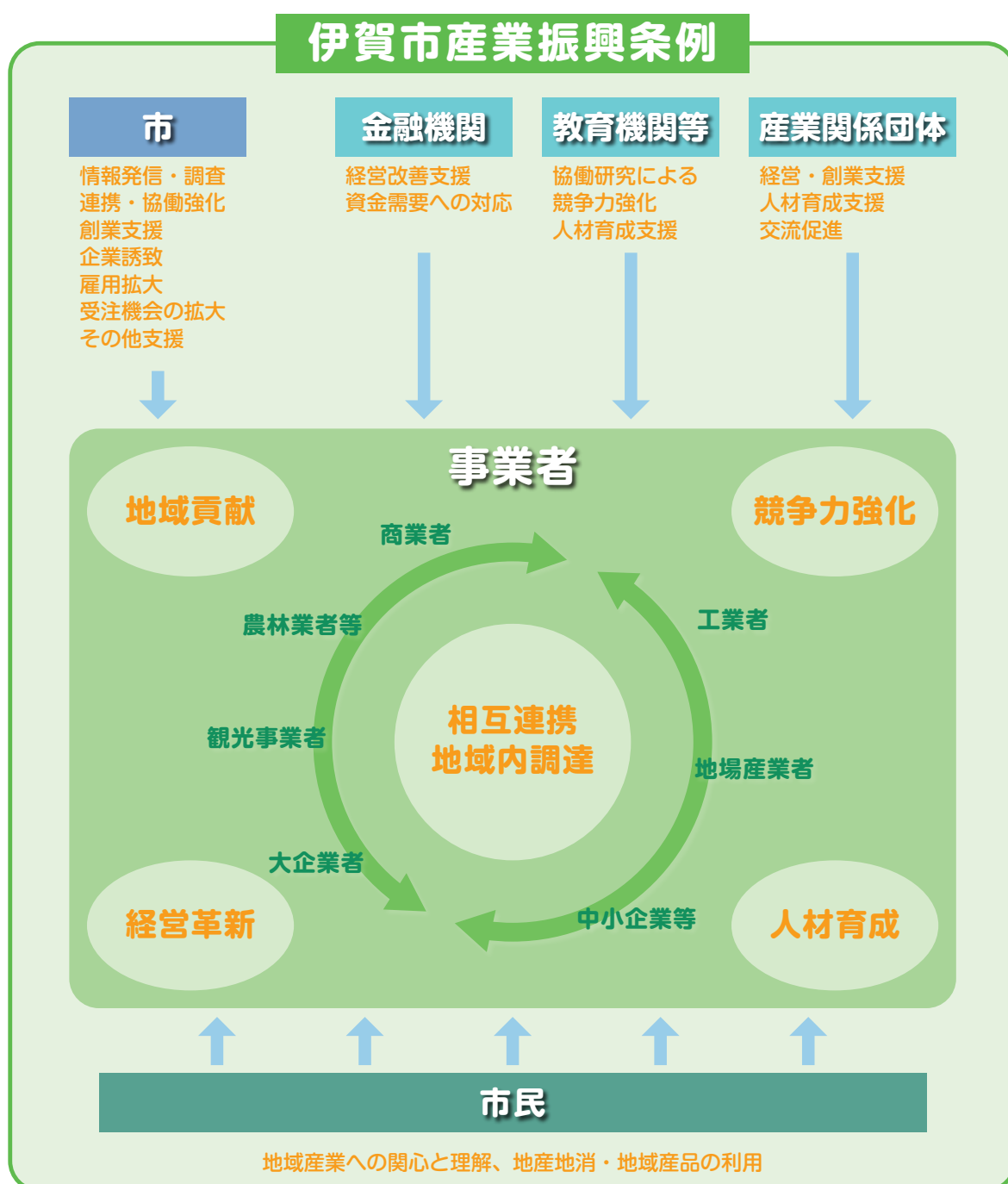
伊賀市産業振興条例が目指すもの

持続可能な地域社会を目指して

下の図は産業振興条例をイメージ化したものです。

この条例に規定する内容にはそれぞれの責務や役割を果たすこと、相互連携、地域産品の利用などすでに取り組みられていることも多くあるものの、いずれの項目も大切であるからこそ産業振興に関わる全ての事業者、市民を含む関係者に再認識していただくために改めて条例として制定しています。

条例の目的である「地域で循環する経済の構築、地域経済の健全な発展並びに産業基盤の安定及び強化を図り、もって市民生活の安定及び向上に寄与する」の達成のため、みなさんの積極的な取り組みをお願いします。



伊賀市産業振興条例 (2022 (令和4) 年9月30日 伊賀市条例第28号)

(目的)

第1条 この条例は、市の地域経済を支える産業の振興についての基本理念や方向性、産業の振興に関わる者の役割などを明らかにすることにより、地域で循環する経済の構築、地域経済の健全な発展並びに産業基盤の安定及び強化を図り、もって市民生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内において経済活動を行う者をいう。
- (2) 商業者 事業者のうち、商業を営む者をいう。
- (3) 工業者 事業者のうち、工業を営む者をいう。
- (4) 農林業者等 事業者のうち、農林業など第1次産業を営む者(農地又は林野を所有する者を含む。)をいう。
- (5) 観光事業者 事業者のうち、観光に関する事業を営む者をいう。
- (6) 伝統的な地場産業者 事業者のうち、伊賀焼、伊賀くみひも、伊賀酒、和菓子等伝統的な技術又は技法を用いて特産品を製造する地場産業を営む者をいう。
- (7) 金融機関 市内に本店又は支店を置く銀行、信用金庫、信用組合及び農業協同組合並びに市内の事業者が金融取引を行う機関をいう。
- (8) 産業関係団体 商工会議所、商工会、農業協同組合、森林組合、観光協会その他市内において経済活動又は地域産業の振興を行う団体等をいう。
- (9) 中小企業者等 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する事業者であって市内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有するもの及び同条第5項に規定する小規模企業者であって市内に事務所等(個人事業主であって事務所等を有しないもの場合は、その住所)を有するものをいう。
- (10) 大企業者 中小企業者等以外の事業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (11) 教育機関等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設並びにそれらが設置する地域における研究活動拠点をいう。
- (12) 市民 伊賀市自治基本条例(平成16年伊賀市条例第293号)第2条第1号に規定する市民をいう。

(基本理念)

第3条 産業の振興は、事業者の創意工夫及び自助努力を基本とし、市、事業者、産業関係団体、教育機関等及び市民がそれぞれの責務及び役割を果たしながら、相互の理解と協力の下、協働により推進するものとする。

(基本方針)

第4条 産業の振興は、前条に規定する基本理念を遵守し、

次に掲げる基本方針に基づき推進するものとする。

- (1) 情報通信技術やそれを活用した経営革新、産業の高付加価値化及び新たな産業や新たな技術の創出を促進し、これらを積極的に導入すること。
- (2) 地域の多様な資源、特性等を活かした生産活動を促進する事業環境の整備を図ること。
- (3) 情報通信の技術革新や新産業技術など時代の潮流に対応できる人材や研究開発等の推進に係る人材、さらには地元産業の後継者や担い手としての人材の確保及び育成を図ること。
- (4) 市、事業者、産業関係団体、教育機関等が互いに連携し、及び協働して取り組む研究開発の推進並びにその成果の普及を図ること。
- (5) 農地や林野の持つ多面的な機能を理解し、発信し、及び活用し、安全安心な農林産物の生産、普及及び流通に努めること。
- (6) 日常生活を支える地域密着型商工業の定着及び地域の商工業の魅力の向上を図ること。
- (7) 観光資源を活用するとともに、市の魅力を内外に発信することにより、観光産業の推進を図ること。
- (8) 伝統的な地場産業においては、新たな需要及び価値を生み出すことにより更なる振興を図ること。
- (9) 中小企業者等を取り巻く情勢に応じた産業振興を図ること。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念及び前条に規定する基本方針に基づき、積極的な情報発信及び必要な調査を行い、施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 市は、前項の規定による施策の推進に当たり、国、県その他自治体と連携し、並びに事業者、産業関係団体、教育機関等及び市民と協働するものとする。
- 3 市は、事業者の支援に努めるほか、新規産業の創出や企業誘致などにより雇用の拡大を図るものとする。
- 4 市は、事業者の取り扱う物品、工事、役務、農林産物等の受注機会の拡大を図るものとする。
- 5 市は、事業者の事業承継に資する取組を支援するものとする。
- 6 市は、災害時における事業継続に資する取組を支援するものとする。
- 7 市は、産業の振興に必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、自らの事業の強化、安定及び経営の改革に努めるとともに、社会経済情勢の変化に即応し、新しい技術の導入及び情報通信技術を活用した経営革新に努め、人材や後継者の育成、地域からの雇用の促進及び従業員の福利厚生の実施に努めるものとする。

- 2 事業者は、その実施する事業において脱炭素など環境に配慮した取組を推進するとともに、地域社会と共存共

栄し、持続可能な発展を目指すものとする。

- 3 事業者は、分野又は利害を超え、相互の連携及び協働に努めるものとする。
- 4 事業者は、産業関係団体の健全な活動及び運営に積極的に参加し、及び協力するものとする。
- 5 事業者は、市、産業関係団体及び教育機関等と連携し、協力し、並びに協働して研究開発に取り組み、競争力の強化に努めるものとする。
- 6 事業者は、自らの事業活動を通じて、まちづくりや地域貢献に努めるものとする。
- 7 事業者は、資材及び物品の調達、下請負及び必要な工事等の発注に当たっては、市内事業者に発注するよう努めるものとする。
- 8 事業者は、市が行う産業振興に係る施策及び事業に積極的に協力するものとする。

(商業者の役割)

第7条 商業者は、商品又はサービスを提供するに当たり、品質その他の内容の充実を図ることにより、市民生活の向上に努めるものとする。

2 商業者は、良好な商業環境の形成に努めるものとする。

(工業者の役割)

第8条 工業者は、専門的な技術等を次世代に着実に継承するとともに、技術力の向上を図り、競争力の強化に努めるものとする。

2 工業者は、独自の技術を活用した新たな製品等に係る情報の積極的な発信に努めるものとする。

(農林業者等の役割)

第9条 農林業者等は、安全で安心な農畜産物等を供給するとともに、市内で生産するこれらに係る情報を積極的に発信するものとする。

2 農林業者等は、それぞれの事業が環境保全、景観形成、水源涵(かん)養、防災機能など多面的な役割を担っていることを認識し、適正な維持に努めるものとする。

(観光事業者の役割)

第10条 観光事業者は、市及び産業関係団体と連携し、及び協働しながら、地域資源を積極的に活用し、魅力ある商品又はサービスを提供するとともに、これらに係る情報の発信により誘客及び交流の促進に努めるものとする。

(伝統的な地場産業者の役割)

第11条 伝統的な地場産業者は、自らの事業が文化的価値を有することを認識し、伝統的な技術、技法、知識等の向上及び継承に努めるものとする。

2 伝統的な地場産業者は、新たな商品又はサービスの開発や新たな技術の導入等に努めるものとする。

(金融機関の役割)

第12条 金融機関は、経営改善に対する支援、事業者の資金需要に対する適切かつ積極的な対応その他の方法により、地域産業の活性化に資するよう努めるものとする。

(産業関係団体の役割)

第13条 産業関係団体は、事業者の創意工夫及び自主的な経営努力による活動並びに創業を支援するものとする。

る。

- 2 産業関係団体は、地域産業の振興及び経済の活性化を目的とした事業等を積極的に推進するものとする。
- 3 産業関係団体は、地域産業の振興に資する人材の確保及び育成を行うものとする。
- 4 産業関係団体は、事業等を通じて地域社会への貢献を図るとともに、市が実施する地域産業の振興施策に協力するものとする。
- 5 産業関係団体は、設立の趣旨や役割を十分に認識し、これを果たすものとする。
- 6 産業関係団体は、構成員の分野を超えた交流を促し、地域産業の振興を図るものとする。

(大企業者の役割)

第14条 大企業者は、中小企業者等が地域経済の活性化に重要な役割を担っていることを理解し、発注機会の拡大及び事業活動の推進に連携し、及び協力するとともに、市及び産業関係団体等が実施する地域産業の振興施策への貢献に努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第15条 教育機関等は、市、事業者及び産業関係団体と連携し、及び協働して、地域産業を支える人材や各種技能を有する人材を育成するものとする。

2 教育機関等は、研究成果等について積極的に発信するとともに、多様な主体と連携し、産業の振興に資する事業を推進するものとする。

(市民の役割)

第16条 市民は、産業の振興が地域を活性化し、地域経済の持続的な発展に寄与することを理解し、これに協力するよう努めるものとする。

2 市民は、地域産業への関心と理解を深めるとともに、地域に愛着と誇りを持ち、地産地消や地域産品の利用に努めるものとする。

(広域的な連携)

第17条 市及び事業者は、この条例の目的を達成するため、定住自立圏を構成する地域をはじめ、近接する地域と連携し、及び協力するものとする。

(産業の振興に関する意見交換の場の設置)

第18条 市は、産業の振興に関する取組について、事業者や産業関係団体、教育機関等、市民などと意見を交換する場を設けるものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

※前文は省略しています

伊賀市産業振興条例ガイドブック

2024（令和6）年3月

伊賀市産業振興部商工労働課

〒518-8501 三重県伊賀市四十九町 3184 番地

TEL 0595-22-9669 FAX 0595-22-9695